相模原事務所研修宿泊施設等運営業務仕様書

I 一般共通事項

- 1. 本仕様書は、主要事項のみを記載した仕様書であるため、仕様書に明記されていない事項 であっても、本業務を遂行する上で当然必要な作業等は実施するものとする。
- 2. 本業務は、施設利用者への対応及び施設貸出業務(研修受入・宿泊窓口業務、広報業務他) 並びに食堂及び自動販売機の運営業務を行うものとし、本業務担当者のうちから総合責任者 を定め、この者の指揮により業務を行わせるものとする。
- * 本業務担当者及び総合責任者に関しては以下のとおりとする。
 - 本業務に付随する業務を含め総合管理を行うものとする。
 - ・センター就業時間内 (9時00分~18時15分) は常に勤務し、連絡体制が整っていること。
 - ・当施設が休日の日は、休日とするが、施設利用者対応等の立ち合いが必要な場合は適宜 対応 すること。

3. 業務実施計画

- (1) 研修宿泊施設等運営業務については、独立行政法人国民生活センター「以下、センター」と民間事業者が協議の上作成した年間運営計画に基づき実施するものとする。
- (2) 年間運営計画の当月分については、前月までの実施状況及びその結果を勘案して、月間管理計画を作成し、その計画に基づき実施する。
- 4. 本業務の遂行にあたり、法令に定める食品衛生責任者を選任し、センターに届け出ること。
- 5. 各業務を実施する上で必要最低限以上の人数かつ適正な派遣員を配置するとともに、派遣 員の制服、装備、寝具類等は受託者の負担において用意するものとする。
- 6. 本業務を遂行するにあたり必要な光熱水料、従業員控室、内線電話(機器ならびに回線)、 事務机等を無償で貸与・提供するものとするので、常に善良なる管理及び効率的な使用を行 うよう注意しなければならない。なお、外線電話(機器ならびに回線)、FAX(機器ならびに 回線)、コピー機及び業務遂行上必要な消耗品は受託者にて用意すること。また、PC ならび にインターネット回線は、受託者にて用意するものとするが、センターのネットワークシス テムの更新により変更する可能性もある。

7. 業務の連携体制

総合責任者を筆頭に各業務間の連携体制を整え、業務全体として不備が無いように遂行すること。

8. 守秘義務

業務上知り得た情報等については、第三者に漏洩してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

9. その他、

- ・本業務を履行する上で疑義が生じた場合は双方協議の上実施するものとし、受託者は誠意をもって対応すること。また、法令等に基づく、点検及び改善措置が生じたときは、その趣旨に基づき、関係する業務にあたる者に周知せしめ、具体的な改善の方法を権限者に報告する。また、業務運営にあたり、法令等に基づく対応・届出等が発生した場合は、センターと協議調整のうえ、適切に対応するものとする。
- ・本業務を実施する際は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく、 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を遵守すること。

10. 提出書類

本件、研修宿泊施設等運営業務の実施に伴い提出する書類は、以下のとおりとする。

- (1)毎日提出するもの
 - ① 宿泊棟管理日誌
 - ② 消防用自主点検チェック票(宿泊管理人用)
- (2) 毎週提出するもの
 - ① 施設利用予定表
- (3) 毎月提出するもの
 - ① 衛生予防月間チェックシート
 - ② 食堂収支表
 - ③ 自動販売機売上表
 - ④ 月間施設利用予定表
- (4) 本業務開始前迄に提出するもの
 - ① 各業務の組織体制及び技術者資格を証明する資料
 - ② 年間運営計画、月間運営計画(4月分)

(5) その他

- ① 毎月、センター及び建物維持管理業務との3者で業務に関する定例の報告会を実施 し、資料準備及び議事録を作成する。
- ② 法令に基づき実施する点検・保守業務報告書宿泊者情報等は適宜提出すること。また、上記提出書類以外にセンターが業務処理上必要とする書類については、民間事業者と協議の上、別途定めるものとする。

Ⅱ. 施設利用者への対応及び施設貸出業務仕様書

センターの教育研修業務並びに研修・宿泊施設の貸出、利用者対応及び施設を利用した自主 事業の企画・運営業務について、センターの担当者と調整のうえ、以下の業務を行う。なお、 令和6年度分の研修・宿泊施設の貸出・予約に係る業務も含むものとする。

1. 受付案内業務内容

- (1) 来訪者 (施設利用者含む) の受付案内
- (2) 外部からの各種問い合わせ及び代表電話の対応
- (3)講師等のタクシーの取次ぎ
- (4) 出版物の販売取次ぎ

2. 研修受入。宿泊窓口業務

(1)業務内容

- ① 宿泊者に関する用務と接遇
- ② 施設利用がある場合の電話の応答、宿泊者への接続、取次ぎ伝言、案内
- ③ 宿泊者の外出時の鍵の一時保管
- ④ 宿泊者への来訪者の受付、連絡
- ⑤ 照会対応、利用受付対応、利用者対応(チェックイン・チェックアウト)、下見・打合 対応、案内板の設置・研修室の机・椅子の配置、利用後の原状回復確認
- ⑥ 備品の管理、貸出、使用方法説明
- ⑦ センターの教育研修業務以外の宿泊利用者拡大に向けての広報・営業業務 (毎月50件以上のDM発送等、稼働率向上のためのPR業務を実施し、毎月その成果を センターに報告すること。)
- ⑧ 利用者アンケートの実施、回収、集計
- 9 緊急時の避難誘導
- ⑩ 病気、怪我等の場合における応急処置及び関係機関への連絡
- ① その他宿泊者に対するサービス一般
- ① 研修生から受講料、宿泊料、食費(朝食・昼食・夕食)の受領及び領収書の交付(銀行振込者を除く)並びに食券(予約された朝食、昼食、夕食それぞれの券)の作成及び発行
- ③ 研修生からの宅配便手配、集荷依頼、配送された荷物の一時保管、所内の忘れ物・落 し物の一次対応

(2) 勤務時間

月曜日~金曜日 9時00分~18時15分

但し、宿泊利用があるときは、24 時間体制とするが、特に用務がないときは、23 時から翌6時の7時間を仮眠時間とする。

なお、土・日・祝日に宿泊者に関する用務と接遇を行う場合は、実仮眠時間を除く宿泊者 が滞在していた時間(時間外経費支払対象時間)を付帯業務として、時間外経費を別途支 払うこととする。

(3) 勤務場所

9時00分~18時15分は受付、18時15分~翌朝9時00分は管理人室を原則と

するが、提案により変更可能とする。(代表電話対応は電話設備設置場所が限定されるため受付以外は不可。)

3. 宿泊室内の清掃業務(付帯業務として別途支払)

宿泊利用した、宿泊室については下記の作業を行う。ただし、実施に際しては、その方法、 回数について、事前に総務部管理室と調整すること。

(1) ベットメイク業務

リネン類(ピローケース1枚、シーツ2枚)は、民間事業者において用意し、クリーニングしたものと交換しセットする。

寝具類については、クリーニング業者への受渡しを行うとともに、在庫管理も併せて 行うこと。

(2)室内清掃

バキューム清掃を行う。日常清掃 1室 (14.26 ㎡×50%=7.13 ㎡、ただし、125,225,325号室は14.26 ㎡とする。)

(3) 浴室内の清掃

浴槽、便器等の清掃及び民間事業者で用意したリネン類 (バスタオル1枚、フェイスタオル1枚、バスマット1枚、石鹸類、トイレットペーパー等の交換、補充を行う。

(4) 湯茶器他、宿泊室内備品・設備類一式の整頓 常に衛生には留意すること。

4. その他業務

施設利用者への対応として、次の業務について、別途契約する建物維持管理業務を行う民間事業者へ委託をして行うものとする。

- (1) 臨時清掃業務
- (2) 時間外における電気・機械設備等運転業務

以上

Ⅲ. 食堂及び自動販売機の運営業務仕様書

食堂及び自動販売機の運営業務に当たり、食品衛生法その他関係法規を遵守し、常に衛生及 び清潔に心掛け、環境の維持向上に最善の努力をすること。

なお、単独で本仕様書に定める業務内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる 入札参加共同企業体、若しくは再委託で運営すること。

1. 食堂の運営

(1) 食堂経営上の一切の取引は、受託者の名義において行うものとし、独立行政法人国民 生活センター(以下「センター」という。)の名義を使用、またその名を冠用してはな らない。

入札参加共同企業体、若しくは再委託に運営させる場合は全て受託者の責任において行 うものとし、受託者が責任を負うものとする。

- (2) 食堂の運営は、センターの指示に従い、価格、メニュー、供用方法等については、センターと協議を行い、研修生等の意向が反映されるようにすること(研修計画を参照)。
- (3) 営業日は、原則、月曜日~金曜日の平日とし、土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)については、施設利用がある場合は適宜営業することも可能とする。 なお、研修を実施しない日及び研修・宿泊施設貸出を行っていない日(センター職員のみが利用する日)は、朝食と夕食を除く昼食のみの運営とするが、器具のメンテナンス、スタッフの休養等のため、協議により休みにすることも可能とする。
- (4) 営業時間は、原則として以下の時間帯とし、この時間帯に食事提供依頼があった場合は食事提供を行うこととする。

朝食時間: 7:30~ 8:30 昼食時間:11:30~13:30

夕食時間:18:00~19:30 (懇親会は20:00まで) ただし、時間の変更などがある場合は、別途相談に応じること。

営業時間の変更及び臨時休業については、関係部署と協議のうえ決めるものとする。

(5) 運営方法

- ① 日替わり定食方式(例として、定食及び麺セットからの選択など。また、日替わり メニュー以外に可能な範囲で常時提供できるメニューを用意。原則厨房で調理した ものを提供、セルフサービス)
- ② 完全予約制(研修生は事前予約、センター職員等は原則として前日までに予約)
- ③ 支払方式(研修生は事前に配付している食券と食事と引き換え、センター職員等は 食事と引き換えに食券または現金で支払)
- ④ 原則として事前予約で会食、来客用料理が提供できる体制をとること。
- ⑤ その他、営業努力としての時間外の取り組みについては、関係部署と協議のうえ判断するものとする。

(6) 衛生及び管理業務

- ① 保健所などの行政機関への諸手続きは、受託者が行う。
- ② 受託者は、使用する厨房、事務室、食堂ホール等を毎日清掃すること(食堂ホール の定期清掃は、年2回を建物維持管理業務としているので留意すること)。
- ③ 残飯及び残菜等食堂より発生するゴミ類は、受託者の責任において処分し、衛生的

に管理すること。

- (4) 伝染病の患者、またはその疑いのある者を就業させてはならない。
- ⑤ 従業員の服装及び身体は、常に清潔にしておくこと。
- ⑥ 受託者は、火災予防・盗難予防及び施錠・給排水設備の点検等、食堂等施設内の管理に十分留意すること。また、センターが実施する火災予防訓練には積極的に参加すること。

(7) 経費の負担

受託者が負担する経費は次のとおりである。なお、業務に必要な電気・水・ガスの使用は無償とする。

- ① 通信費(電話回線、インターネット回線等の使用料金)
- ② 人件費(飲食の調理等に係る全ての賃金等)
- ③ 保健衛生費(従業員の健康管理、営業許可に関する諸費用等)
- ④ 飲食材料費(食材料、調味料等)
- ⑤ 消耗品(事務用品、洗剤、業務用品全般)
- ⑥ 厨房及び食堂ホールに設備した以外の什器備品類等(食器含む)
- ⑦ 被服品(白衣、帽子、前掛け、長靴等)
- ⑧ 公租公課
- ⑨ その他食堂運営に必要な経費(機器類の消耗品、メンテナンス費用を含み、機器類の修理費用は除く。)

(8)健康管理

食堂従業員の健康管理には常に留意し、定期健康診断及び定期検便(年1回以上)を 実施すること。

(9) 経営状況の報告

食堂の経営状況を定期的に報告(月1回以上)すること。

なお、経営状況の報告(次項の自動販売機の運営を含む)を考慮し、センターの教育研修管理部門と受託者との協議により、上記(7)経費の負担及び下記の(12)の販売価格を変更することができるものとする。

(10) 消費税

内税方式とする。

(11)予定見込数

相模原事務所のセンター職員の年間食事数は約1,400 食、センター研修事業受講者、外部からの施設利用者の年間食事数は、朝食、昼食、夕食それぞれ約2,000 食が想定される。

(12) 販売価格の目安(内税)

販売価格の目安については、現状は以下のとおりであるが、企画書にて提案可能とする(物価上昇等を考慮した販売価格とする)。

但し、研修生の販売価格は、消費税改定等の正当な理由以外は、原則として年度中は 同額にて提供するものとする。

① 研修生とセンター職員等

朝食の部:430円 昼食の部:580円 夕食の部:780円

② 外部利用者

販売価格に見合った食事を提供することを前提に、受託者と各外部利用者にて直接

協議し、販売価格を決定できるものとする。

朝食の部:500円~ 昼食の部:700円~ 夕食の部:1,000円~

③ その他

懇親会料理は、利用者と協議の上実施する。

(13) その他

- ① 提供する料理は、飲食に適した温度を保持するよう努力すること。
- ② 調理材料、加工材料には、食品衛生法等に抵触する材料及び食品添加物等の使用は禁止する。また、認可された食品添加物であっても、その使用は必要最小限にとどめること。

2. 自動販売機の運営

(1) 経費等

① 工事費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費含む)、移転費等の一切の費用及び自動販売機の運転に必要な電気料金は受託者の負担とする。

② 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所に、業務の支障及び通行の妨げにならない範囲で設置することとする。設置する自動販売機の外形寸法を事前に確認の上、設置場所の確認をすること。また、設置の際には必要に応じて、転倒防止対策も行うこと。

(2) 使用上の制限

- ① 自動販売機本体は、省エネタイプ・ノンフロン(代替フロン含む。)対応機とする こと .
- ② 災害発生時に自動販売機の飲料を取り出すことのできる販売機(災害救助ベンダー)とすること。また、災害発生時にセンターが飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内全ての飲料を無償で提供すること。また、ユニバーサルデザイン自動販売機(障害者対応)であること。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、センターの指示に 従うこと。

販売品目は、研修等の施設において認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水及び軽食・菓子、酒類とする。また、標準小売価格を上回る価格での販売もできないものとする。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、受託者の責任において 行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行う こと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、受託者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係 機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置す

ること。

- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、受託者の責任において対応 すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (4) 使用許可の取消し及び変更

センターが、許可物件を、センター業務の用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があるときと認めたときは、使用の許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

(5) 原状回復

受託者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、受託者は一切の補償をセンターに請求することはできないものとする。

1. 機械設備関係

設置箇所	設備機器		容	量		台数	点検および作業内容
中央監視室	μ -METASYS					1	AHU-1~11, FCU, ACP-1~3, 各空調機・送風機, 排風機、還風機等
							各機器運転(発停)スケジュール設定(修正)。カレンダー修正(休日設定)。
							冷温水発生機(冷房・暖房運転)発停。ボイラー(暖房、給湯運転)発停。
							各室の温度設定。外気温度の測定記録。各機器運転状態の監視。
ボイラー室	鋳鉄製真空式温水	伝熱面積4.2㎡	最高使用水頭圧50	Om		2	各管取付け部損傷等の点検。基礎据付け部損傷の点検。外囲いの損傷の
	ヒーター	定格出力200,0	00Kcal/h				点検。主バーナ本体の損傷等点検。パイロットバーナ本体の損傷の点検。
	RKV-200NL-HT5P	食堂系統、図書	書室、談話ロビー系	統の暖房			押込、誘引通風機、ダンパの作動状態損傷の点検。煙道、煙突の損傷、
		宿泊棟各浴室は	および共同浴室の総	湯			通風圧の異常等の点検。制御盤、操作盤の作動状態、損傷等の点検。
							起動、停止装置の作動状態。主安全制御器の作動状態の点検。
							火災検出装置の検出機能、損傷等の点検。燃料遮断装置の作動状態、
							損傷等の点検。温度制限器の作動状態、損傷等の点検。温度調節器の
							作動状態、損傷等の点検。端子台、導線、リレー接点の汚れ、ゆるみ、
							損傷等の点検。給湯ポンプの作動状態、損傷等の点検。貯湯タンクの
							損傷等の点検。管部、バルブ、接合部の点検。電動機本体の作動状態の
							点検。給湯の温度設定。
機械室	冷温水発生機 R-1	冷凍能力	985 k w	加熱能力	940 k w	1	冷温水、冷却水循環系統の点検。自動制御装置の点検。付属機器の
	RCDGN 028H	冷却水流量	4,670 I/min	冷却水出入口温度	32 ~ 37.5°C		損傷、腐食の点検。膨張タンク内部の発錆状態の点検。各配管の点検。
		冷温水流量	2,820 l/min	冷水出入口温度	12∼ 7°C		運転日誌を作成し、運転時には、毎時間点検作業に入る。
		最高使用圧力	0.8 Mp a	温水出入口温度	55∼60°C		(暖房時 8項目、冷房時12項目)
		使用燃料 都市	ガス 13 A	2 k p a			
	冷温水循環ポンプ	MODEL 150 × 10	0 IBLLF 537	冷温水流量	2,820 l/min	1	作動時、五感検査。 点検棒による点検。ポンプ状態によりパッキンの
	CHP-1	全揚程 51m	出力 37kw	回転速度	1,485 min ⁻¹		交換。 外観点検。 ゲージ作動状態の点検。
	冷却水ポンプ	MODEL 200 × 15	0 FS 4J530	冷却水流量	4,670 l/min	1	始動時の五感検査。 点検棒による点検。 外観点検。
	CWP-1	全揚程 21m	出力 30 k w	回転速度	1,500/min ⁻¹		ゲージ作動状態の点検。 ポンプ状態によりパッキンの交換。
	屋内消火栓ポンプ	口径 100 φ	揚程 50m	3 φ 200V	15kw	1	チャッキ弁の点検。始動時の五感検査。点検棒による点検。外観点検。
							ゲージ作動状態の点検。
	温水循環ポンプ	口径 65 φ	揚程 18m	3 φ 200V	3. 7kw	1	始動時の五感検査。 点検棒による点検。 外観点検。ゲージ作動状態の
							点検。ポンプ状態によりパッキン交換。
	給湯循環ポンプ	JL 32P2 — 50	. 4D			2	始動時の五感検査。 点検棒による点検。
	機械室送風機	風量	21, 000m ³ /h	静圧	28mm Aq	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸、取付け状態の点検。駆動用Vベル
							ト伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	機械室排風機	風量	8, 200m ³ /h	静圧	28mm A q	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸、取付け状態の点検。駆動用Vベル
							ト伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。

設置箇所	設備機器		容	量		台数	点検および作業内容
機械室	ボイラー室送風機	風量	6, 000m ³ /h	静圧	29mm A q	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸、取付け状態の点検。駆動用∨ベル
							ト伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	1F廊下非常	風量	7, 200m ³ /h	静圧	50mmAq	1	同 上
	(排煙用排風機)						
	自家発電機室送風機	風量	5, 040m ³ /h	静圧	29mm A q	1	機械室送、排風機、ボイラー室送風機同様の点検項目。
	電気室送風機	風量	8, 500m ³ /h	静圧	30mm A q	1	同 上
	電気室排風機	風量	8, 500m ³ /h	静圧	30mm A q	1	同 上
	IT教室B 系統還風機	風量	3, 900m ³ /h	静圧	25mm A q	1	同 上
	IT教室 A 還風機	風量	3, 200m ³ /h	静圧	260 Pa	1	同 上
	F-22 21/2 SRM3	出力	0. 75k w	回転速度	830min ⁻¹		
	更衣室、排風機	風量	400m ³ /h	静圧	12mmAq	1	同 上
	宿直室湯沸排風機	風量	600m ³ /h	静圧	5mmAq	1	同 上
	IT教室B 系統空調機	風量	4, 500m ³ /h	機外静圧	770Pa	1	エアーフィルターの汚れ付着物、破損の点検。吹出口、還気口の汚れの
	AHU-6						点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。
							振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	I T教室 A 空調機	風量	$3,200 \text{m}^3/\text{h}$	機外静圧	780 Pa	1	同 上
	A H U — 7	出力	3.7 Kw	回転数	1,550RPM		
		冷却能力	29. 5Kw	加熱能力	31.4 Kw		
	I T教室B 系統空調加湿器					1	始動時に水の入れ替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
	I T教室A 系統空調加湿器					1	同 上
NO .1 機械室	1~2F 事務室系統空調機	風量	9, 600m ³ /h	機外静圧	770 Pa	1	エアーフィルターの汚れ付着物、破損の点検。吹出口、還気口の汚れの
	A H U — 1	出力	7.5 Kw	3ϕ 200V			点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。
							振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	1~2F 事務室系統空調加湿器					1	始動時には水の入れ替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
NO.2 機械室	談話ロビー系統空調機					1	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。
							冷却コイルの外部点検。エアーフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。
	談話ロビー系統還風機					1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検。
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用∨ベル
							トの伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	映写室排風機	風量	800m³/h	静圧	22mmAq	1	同上
	控室湯沸器排風機					1	同上
	談話叱゛-系統加湿器					_	始動時に水の入れ替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
NO.3 機械室	講堂系統空調機	風量	$12,500 \text{m}^3/\text{h}$	機外静圧	520 Pa	1	エアーフィルターの汚れ付着物、破損の点検。吹出口、還気口の汚れの
	A H U — 3	出力	7.5 kw	回転数	1,160 RPM		点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。
		冷却能力	139. 5Kw	加熱能力	92 Kw		振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	講堂系統還風機	風量	$11,700 \text{m}^3/\text{h}$	静圧	370 Pa	1	羽根車、ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。
	F-18 6AIM 53.7	出力	3.7 kw	回転数	1,465 min ⁻¹		錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用∨ベル
							トの伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	講堂系統空調加湿器					1	始動時に水の入れ替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
	電気温水器	貯湯量 46	0	200V 5.4kw		1	宿泊者少数の場合、指示により始動。

設置箇所	設備機器	容量	台数	点検および作業内容
NO.4 機械室	1F事務室コア系統空調機		1	エアーフィルターの汚れ付着物破損の点検。吹出口、還気口の汚れの
				点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。
				振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	商品展示叱 - 系統空調機		1	同 上
	2F研修室系統空調機	80m3/min 3 φ 200V	1	同 上
	A H U — 5	出力 3.7 Kw 冷却能力 4,20	OKcal/H	
		加熱能力 4,20	OKcal/H	
	図書室系統空調機		1	現在使用していないため、点検及び作業無し。(残置)
	食堂系統空調機		1	同上
	厨房系統排風機		1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。
				錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用∨ベルトの 伸張度点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	1F事務室コア系統還風機		1	同上
	厨房系統送風機		1	同上
	商品展示叱*-系統還風機		1	同上
	商品展示叱*-便所排風機	$37m3/min$ 25mmAq 3ϕ 200V	1	同上
	食堂換気用排風機		1	同上
	便所排風機 (S)		1	同 上
	湯沸排風機 (S)		1	同上
	1F事務室コア空調加湿器		1	始動時に水の入れ替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
	商品展示叱,一空調加湿器		1	同上
	2F研修室空調加湿器		1	同上
	食堂空調加湿器		1	同 上
	図書室空調加湿器		1	同上
屋上	冷却塔(冷温水発生機)	冷却能力 1,541,120kcal/h 冷却水量 4,670	0 l/min 1	始動時に清掃作業。薬品投入。塔内の腐食の点検。羽根車等損傷、
	C T — 1	呼称能力 400cT		錆、腐食の点検。補給水、ボールタップ弁作動点検。
	冷却塔(談話叱゛-系統)	呼称能力 15cT 冷却能力 58,500 k cal/h 冷却水量 195 l	/min 1	同上
	冷却塔(食堂系統)	冷却能力 97,500 k cal/h 冷却水量 325	I/min 1	現在使用していないため、点検及び作業無し。(残置)
	C T —2	呼称能力 25cT		
	冷却塔 (図書室系統)	呼称能力10 c T 冷却能力 39,000 k cal/h 冷却水量 130 l,	/min 1	同 上
	薬品注入装置(防錆殺藻用)	薬品吐出量 4~25cc/min 吐出圧 15.0kg/c㎡ 口	径 65 φ 1	始動時に薬品投入、作動点検。
	冷却水ポンプ	口径 40φ 冷却水量 325 l/min 揚程 21m	1	始動時に五感検査。 点検棒による点検。 外観検査。ゲージ作動状態による
	(談話叱゛−系統)			点検。ポンプの状態によりパッキン交換。
	冷却水ポンプ	口径 50φ 冷却水量 325 l/min 揚程 9m	1	現在使用していないため、点検及び作業無し。(残置)
	(食堂系統)	,		
	冷却水ポンプ	□径 40φ 冷却水量 130 l/min 揚程 9m	1	同 上
	(図書室系統)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1	–

設置箇所	設備機器		容		皇里	台数	点検および作業内容
商品テスト1号棟	事務室系統空調機	風量	7, 550m ³ /h	機外静圧	800Pa	1	エアーフィルターの汚れ付着物破損の点検。吹出口、還気口の汚れの
1F機械室	A H U - 8						点検。空調機内部の汚れの点検。各種配管の腐食、漏水、破損の点検。
							振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。フィルターの洗浄作業。
	東側商品テスト室	風量	9, 700m³/h	機外静圧	880Pa	1	同 上
	AHU-10 系統空調機						
	西側商品テスト室	風量	12,600m³/h	機外静圧	800Pa	1	同 上
	AHU-11 系統空調機						
	機械室送風機	風量	5, 000m ³ /h	静圧	23mm Aq	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルト
							伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	機械室排風機	風量	5, 000m³/h	静圧	23mm Aq	1	同上
	電気室排風機	風量	$5,000 \mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	静圧	24mm Aq	1	同 上
	電気室送風機	風量	$5,000 \mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	静圧	23mm Aq	1	同 上
	警備員室湯沸室排風機	風量	$500 \mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	静圧	16mm Aq	1	作動点検。
	休養室排風機	風量	250m³/h	静圧	15mm Aq	1	作動点検。
	警備員室便所排風機	風量	100m³/h			1	作動点検。
商品テスト1号棟	機械室排風機	風量	1, 100m³/h	静圧	17mm Aq	1	1F機械室送風機、同様点検項目。
2F機械室	機械室送風機	風量	1, 100m³/h	静圧	17mm Aq	1	同 上
	小会議室(1)排風機	風量	400m ³ /h	静圧	20mm Aq	1	同 上
	小会議室(2)排風機	風量	400m ³ /h	静圧	23mm Aq	1	同 上
	湯沸室系統排風機	風量	1, 100m ³ /h	静圧	25mm Aq	1	同 上
	便所系統排風機	風量	1,800m³/h	静圧	25mm Aq	1	同 上
	日照室送風機	風量	1,000m ³ /h	静圧	20mm Aq	1	同 上
	日照室排風機	風量	1,000m ³ /h	静圧	19mm Aq	1	同 上
	1~2F東側商品fal室	風量	1, 250m³/h	静圧	19mm Aq	1	同 上
	排風機						
	2F東側商品テスト室排風機	風量	1,000m ³ /h	静圧	22mm Aq	1	同 上
	1~2F 西側商品テスト室	風量	$5,300 \text{m}^3/\text{h}$	静圧	18mm Aq	1	同 上
	排風機						
	2F西側商品テスト室排風機	風量	1,800m³/h	静圧	21mm Aq	1	同上
	暗室排風機	風量	150m³/h			1	作動点検。
	換気扇	風量	500m ³ /h			1	作動点検。
商品テスト1号棟	事務室系統空調加湿器					1	始動時に水の入れ替え。振動、異音の点検。配管の腐食、漏水、破損の点検。
1F機械室	東側商品テスト室系統					1	同上
	空調加湿器						
	西側商品テスト室系統					1	同上
	空調加湿器						

設置箇所	設備機器		容		量	台数	点検および作業内容
商品テスト2号棟	難燃性解析室系統	風量	1, 260m³/h	冷房能力	3, 800kca1/h	1	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。
	空冷ヒートポンプ型空調機	機外静圧	OmmAq	暖房能力	6, 300kcal/h		冷却コイルの外部点検。エアーフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。
							振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。
	難燃性測定室系統	風量	3, 060m ³ /h	冷房能力	7, 400kca1/h	1	同 上
	空冷パッケージ型空調機	機外静圧	35mmAq	暖房能力	6, 400kca1/h		
	爆発試験等環境室	風量	8, 100m ³ /h	冷房能力	31, 800kcal/h	2	同 上
	空冷ヒートポンプ型空調機	機外静圧	8mmAq	暖房能力	24, 900kcal/h		
	住宅設備テスト系統	風量		冷房能力		2	同 上
	空冷ヒートポンプ型空調機	機外静圧		暖房能力			
	視聴、テスト室系統	風量	4, 080m³/h	冷房能力	14, 400kcal/h	1	同 上
	空冷ヒートポンプ型空調機	機外静圧	40mmAq	暖房能力	17, 000kcal/h		
	測定室					2	
	ウォールスルー型						
	電波音響機器テスト室系統					2	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。
	空冷ヒートポンプ型空調機						冷却コイルの外部点検。エアーフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。
							振動、異音の点検
	電気機器テスト室系統	風量	4, 080m ³ /h	冷房能力	14, 700kcal/h	2	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。
	空冷ヒートポンプ型空調機	機外静圧	8mmAq	暖房能力	17, 200kcal/h		 冷却コイルの外部点検。エアーフィルターの汚れの点検。フィルター洗浄作業。
							振動、異音の点検。ベルトの伸張度の点検。
	実用テスト室系統	風量	4, 080m ³ /h	冷房能力	13, 000kcal/h	1	同 上
	空冷ヒートポンプ型空調機	機外静圧	8mmAq	暖房能力	14, 600kcal/h		
	住宅設備テスト室送風機	風量	2, 600m ³ /h	静圧	12mm Aq	1	羽根車ケーシングの汚れの点検。 振動、異音の有無。ボルトの緩みの点検.
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付け状態の点検。駆動用Vベルトの
							伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
	住宅設備テスト室排風機	風量	2, 600m ³ /h	静圧	12mm Aq	1	同 上
	視聴テスト室系統還風機	風量	4, 080m ³ /h	静圧	風22mm Aq	1	同 上
	シールドルーム系統還風機	風量	1, 260m³/h	静圧	20mm Aq	1	同 上
	シールドルーム系統排風機	風量	130m³/h	静圧	10mm Aq	1	同 上
	電波音響テスト室排風機	風量	760m³/h	静圧	15mm Aq	1	同 上
	電気機器テスト室排風機	風量	190m³/h	静圧	8mm Aq	1	同 上
	商品保管庫送風機	風量	560m ³ /h	静圧	8mm Aq	1	同 上
	商品保管庫排風機	風量	560m ³ /h	静圧	8mm Aq	1	同 上
	便所排風機	風量	600m ³ /h	静圧	11mm Aq	1	同 上
	ロッカー室排風機	風量	100m ³ /h	静圧	5mm Aq	1	同 上
	浴室排風機	風量	100m³/h	静圧	4mm Aq	1	同 上
	湯沸室排風機	風量	500m ³ /h	静圧	13mm Aq	1	同 上
	湯沸室送風機	風量	500m ³ /h	静圧	14mm Aq	1	同 上
	電気機器テスト室排風機	風量	690m³/h	静圧	15mm Aq	1	同 上
	実用テスト室排風機	風量	400m ³ /h	機外静圧	30mm Aq	1	同 上
	11	風量	600m ³ /h	機外静圧	10mm Aq	1	同 上
	11	風量	200m ³ /h	機外静圧	8mm Aq	1	同 上

I	撮影室系統	風量	1. 260m ³ /h	————————— 冷房能力	5. 400kcal/h	٦,	送風機外部一般点検。保安装置の機能点検。サーモスタット機能点検。
	空冷ヒートポンプ室 空調機	機外静圧	0mm A q	暖房能力	6. 800kca1/h		冷却コイルの外部点検。エアーフィルターの汚れの点検、フィルター洗浄作業。
	サポセートパンク室 空前機 難燃性、爆発試験室系統	風量		<u> </u>	13mm A q	1	
	無然性、爆 先 武級至系統 送風機	風里	600m ³ /h	月尹/工	TSIIIII Aq	'	TAY 2 亏 棟 1 F 、 注 七 政
	全岛版 電気室排風機	風量	3. 800m ³ /h	 静圧	17mm A q	1	同上
	爆発試験等環境室排風機	風量	3, 800m / h		45mm Aq	1	同上
	フォトストリー室送風機	風量	, ,		5mm Aq	1	同上
	フォトストリー室排風機	風量	1, 000m³/h		5mm Aq	1	同上
		_	1, 000m ³ /h	押工	JIIIII Aq	1	17
	商品保管室排風機	風量	1, 200m³/h	*A.C.	20		同上
	難燃性テスト室排風機	風量	2, 400m ³ /h	静圧	30mm Aq	2	
屋上	テスト室排風機 	風量 500m [×] /	/h 風量 500m ³ /h	風量 500m ³ /h	風量 500m³/h	4	羽根車ケーシングの汚れの点検。振動、異音の有無、ボルトの緩みの点検。
							錆、腐食の点検。駆動用ホイール軸取付状態の点検。駆動用Vベルトの
						-	伸張度の点検。軸受け温度、給油状態の点検。
宿泊室	ルームエアコン スフ [°] リット型	室内機 CS-	401 4kw	室外機 CU-40	01D 5. 52kw	78	業者によるエアコン点検 (年2回)及び簡易点検(年4回)
							機器の騒音、振動、機能点検。ドレーンパイプの詰まり点検。フィルタの汚れの点検清掃他
個別空調	ルームエアコン 他	室内機(管理	型研修棟 47台、商	品テスト棟他 37台	1)	84	年4回の簡易点検実施
		室外機(管理	里研修棟 38台、商	品テスト棟他 26台	1)		機器の騒音、振動、機能点検。ドレーンパイプの詰まり点検。フィルタの汚れの点検清掃他
管理研修棟他	ファンコイルユニット	10種類				100	コイル表面の汚れの有無の点検。損傷、錆、付着物、漏水の点検。
全館	エア一抜き						週1回全館
中央機械室	貯湯槽	$2 \mathrm{m}^3 \times 2$				2	損傷、水漏れの点検。内外発錆状態の点検。
全館	洗面器						亀裂、破損、取付けの緩みの点検。水栓、接合部等より水漏れの点検。
							排水状態の点検。
	大、小、便器						フラッシュバルブの点検。ロータンク内部の点検。水量調整、水漏れの点検。
							亀裂、破損の点検。排水状態の点検。
	パッケージ型エアコン					53	送風機の騒音、振動、機能点検。ドレーンパイプの詰まり点検。
	(2号棟除く)						エアーフィルターの汚れの点検、清掃。
	排水管						水漏れの点検。排水状態の点検。
屋外	受水槽	40m ³ 有効	32m ³)			1	槽内の堆積物汚れの点検。 警報装置作動確認。発錆、損傷の点検。
							ボールタップの作動点検。
設置箇所	設備機器			摘要		数	点検および作業内容
	揚水ポンプ	口径 100	φ 水量 1,000 I	/min 揚程 47m		2	各種ポンプ類と同様。
給水塔	高架水槽	12.5m³ (有	ī効 8.15m³)			1	槽内の堆積物汚れの点検。 警報装置作動確認。発錆、損傷の点検。
	膨張水槽	1m ³ (冷温水	、発生機用)、0.5m ³	(温水ヒーター用)	2	高架水槽などと同様。
	消火補給水槽	1m ³				1	水利の確認、定期清掃。
屋外	汚水槽	30m ³				1	槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検。 警報装置作動確認。
							昆虫の発生状態の点検。
	排水ポンプ槽(テスト排水用)	8m³(外構横)			1	ます内の沈積物、汚れの点検。昆虫の発生状態の点検。
	排水ポンプ	+	<u>/</u> 汚水槽)、 0.75kv	w×2 (排水槽用)		-	絶縁抵抗の測定。電流値、作動確認。自動制御の点検。
	テスト排水処理装置	-		和槽) 、 37m ³ (排		_	PH管理。
I							

2. 消防用設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
管理研修宿泊棟	自動火災報知設備	感知器	321	点検の基準、期間及び結果報告は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及
	(能美防災㈱ <mark>)</mark>	地区音響装置	14	びこれに基づく告示等に定めるところによる。 点検時期は、年2回とする(機能点検年2回、総合点検年1回)
		発信機		点検従事者は、消防法等関係法令に基づく者とする。(消防設備点検資格者)
	防火・防煙設備	手動起動装置	2	点検結果報告書の作成 屋内の自家発電設備は負荷試験も実施する。
		自動起動装置	37	
		防火扉	17	
		シャッター	1	
		垂れ壁	4	
		ブザー	2	
		ダンパー	29	
	屋内消火栓設備		14	
	ハロゲン化物消火装置	55Kg (合計) 440Kg	8	
	誘導灯設備	非難口誘導灯	44	
		通路誘導灯	29	
	非常放送設備		1式	
	消火器		53	
	自家発電設備	明電舎製(屋内)、ヤンマー製(屋外)	2式	簡易点検及び試運転(月1回)負荷試験実施(年1回。屋外発電機のみ)
商品テスト棟等	自動火災報知設備	感知器	191	
		地区音響装置	13	
		発信機	13	
	防火・防煙設備	自動起動装置	4	
		防火扉	4	
	屋内消火栓設備		4	
	誘導灯設備	非難口誘導灯	14	
設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	11. Mr. 17. AV == 116.	通路誘導灯	15	
	非常放送設備		1式	-
	消火器		48	

3. 昇降機

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
管理研修宿泊棟	油圧式エレベーター	日立製、乗用、積載量750kg、定員11人、 定格速度 45m/min		1. 保守点検 毎月1回点検(巻上機、原動機制御器等の注油及び清掃並びに簡単な調整を含む。)を 行い、かつ、不時の故障の際、直ちに点検、修理を行なう。本点検に必要な材料のうち 以下のものは、民間事業者が提供する。
	ダムウェター	日立製、小荷物専用、積載量500kg 定格速度 15m/min		【油圧エレベーター】 ヒューズ類、接触器及びスイッチ類接点(コンタウトリレー、リキットスイッチ、ドアスイッチ、ガバナス イッチ)コード及びリード線、マイクロスイッチ類、ランプ類各種注油類一式(ギア油、グリス等)ウエス、特 殊溶剤(漏電防止材、スプロオイル)、Vベルト、電池、作動油補充 【ダムウェーター】
商品テスト3号棟	油圧式エレベーター	日立製、荷物用、積載量1000kg、 定格速度 30m/min		カーボンコンタクト及びフィンカ・ー、ヒュース・類、リード・線、ボックス位置灯ランフ・、補充油油脂類、ウエス 2.定期点検 年1回、建築基準法に基づく定期点検

4. ガス漏れ警報設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
機械室	ガス漏れ警報器	TGZ100-3型	1	年2回。消防法に基づく点検
				ゼロ点調整・感度確認点検。警報濃度確認点検。
				外部警報の確認。制御部・検知部の外観・取付状態の目視点検。
				(点検時に必要な標準カ゚スは民間事業者の負担)

5. 宿泊室空調設備

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
宿泊室	ルームエアコン スフ [°] リット型	室内機		自主点検(年2回)
		Panasonic製 CS-401DAX2	78	総合外観点検、運転状況点検及び調整、その他付属機器の点検・整備
		室外機 Panasonic製 CU-401DAX2	78	高圧・低圧の圧力測定、各部温度測定、電流・電圧の測定、ガス漏れチェク、油漏れ、水漏れチェク、運転音、振動等のチェック、保護装置の作動確認及び外観点検、機能部品の作動確認、ファン軸受けの点検及びグリスアップ、各部のネジのまし締め、錆発生ネジ、ピスの交換、錆発生のケーシングのタッチアップペイント、熱交換器の汚れ及び腐食度合いの点検等
				交換部品代は別途費用。点検表及び点検結果報告書の作成

6. 第一種圧力容器類

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
ボイラー室	第一種圧力容器(ストレージタンク)	蒸気最高使用圧力 5.0kg/c㎡、内容積2.227m³、水頭圧 50m	2	労働安全衛生法及びボイラー及び圧力容器安全規則等に基づく性能検査
				(ポイラー協会への性能検査手数料含む)
				点検整備(年1回) 点検従事者はボイラー整備士の資格を有する者とする。
設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
				圧力容器分解点検整備(タンウ内部、安全弁、計器類等の付属部品)
				検査準備、検査後の復旧、試運転、作業報告書の作成等含む。
	鋳鉄製真空式温水ヒーター	前田鉄工所製 鋳鉄製真空式温水ヒーター	2	ガスバーナー分解点検整備、総合試運転、調整、抽気状態点検調整

7. 貯水槽

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
屋外	受水槽	40㎡、有効容量(32㎡)	1	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく検査 (年1回)
	揚水ポンプ		2	外観点検、清掃、消毒、水質検査
給水塔	高架水槽	12.5㎡、有効容量 (8.15㎡)	1	制御機器装置の点検
				作業報告書(水質検査結果報告書含む)の作成

8. 排水処理装置

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	テスト排水処理槽			建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく検査
	排水ポンプ槽			年2回、外観点検、清掃、作業報告書の作成
	汚水槽			
	食堂雑排水槽(グリストラップ)			食堂雑排水槽のみ年3回(殺虫プレート交換含む)

9. ばいえん測定

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	冷温水発生機(RCDGN 028H)			県生活環境の保全等に関する条例に基づく測定、年2回
				(水分量、排ガス組成、排ガス流量、ばいじん等の測定記録)
				計量証明書の提出

10. 下水道水質検査

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
				年12回(うち1回は全項目検査)、下水道法に基づく検査
				毎月検査項目(水温、ノルマルヘキサン抽出物質、亜鉛)
				全項目検査(水温、水素付ン濃度、生物化学的酸素要求量BOD、浮遊物質SS、/ルマルヘキサン抽出物質、よう素消費量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ひ素及びその化合物、アルキルン娘化合物、水銀及びアルキルン水銀その他の化合物、フェノール類、フッ素化合物、有機リン、六価クロム、銅及びその化合物、溶解性鉄、クロム及びその化合物、ニッケル、亜鉛及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロレチレン、溶解マンガン)、ボリ塩化ピフェニル

11. 上水道水質検査

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
		上水道 2 箇所		「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく検査
		(管理研修棟、テスト棟)		年2回 (28項目、11項目の計2回)
				年1回 書類検査

12. 冷温水機発生機水質検査

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
	冷温水発生機(RCDGN 028H)		1式	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく検査
	(クーリングタワー含む)			水質検査(冷却水防錆等薬剤費用を含む)

13. 粉塵計の較正

設置箇所	設備機器	摘要		点検および作業内容
粉塵計		柴田科学株式会社製 デジタル粉塵計LD-3C型	1	年1回、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく較正
				(較正手数料含む)

14. 害虫駆除

設置箇所	設備機器	摘要	数	点検および作業内容
		宿泊棟1~3階(75室及び廊下、管理人室、ダムウェター、共同浴室		年2回(食堂、厨房のみ年3回)
		簡易調理室、ランドリーアイロン室、教養娯楽室、談話室)		「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づく検査
		食堂、厨房(厨房、食品庫、トイレ、事務所、排水溝)、各棟の給湯室		作業報告書の作成

15. 受変電設備

設置箇所	設備機器		摘要	数	点検および作業内容
	受変電設備	受電電圧	6. 6KV	1式	電気事業法等関係法令に基づく自家用電気工作物の点検 年1回
					受電所及び各電気室内機器設備の点検、清掃、作業報告書の作成
					高圧絶縁抵抗及び接地抵抗測定、保安用継電器の動作特性試験
					変圧器絶縁油の分析試験、低圧幹線回路の絶縁抵抗測定

研修宿泊施設等運営業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者
■入札参加共同企業体の場合は、構成員である企業名を全て記載した上で、代表企業名を明記
│ │ する。また、構成員である企業ごとに担当する業務を明示し、その代表責任者及び本業務担
当者を記載する。その際には、構成員である企業間の連携体制が把握できるようにすること。

⁽注)実施要項5(2)に基づき、「予算書等」及び「必要とされる資格を証明する書類の写し」を 添付のこと。

2. 業務実績	2. 業務実績						
■本実施要項2.	(1)イで示す業務こ	ごとに過去3年間 <i>の</i>)実績を記載すること。				
(1)施設利用者·	への対応及び施設貸	出業務					
業務名	発注者	時期	業務内容				
			施設規模、請負金額等				
/ - \							
	動販売機の運営業務		Nt 76 1				
業務名	発注者	時期	業務内容				
			施設規模、請負金額等				
	.	.					

3. 本業務実施の考え方

- ■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を 記載すること。併せて食事提供方法、提供金額、写真、1ヶ月のメニュー例などを具体的に示 すこと。
- ■施設利用者への対応及び施設貸出業務については、稼働率の向上を図るための具体的な方策 を記載すること。
- ■食堂及び自動販売機の運営業務については、販売価格、メニューのバリエーション等を具体 的に記載すること。
- ■ワーク・ライフ・バランス等の推進を行っている場合、それを証する書類を提出すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

- ■本実施要項2. で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。なお、 業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び 管理体制を記載し、併せて配置人数も必ず記載すること。
- ■業務の一部について再委託を行う場合は、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)を記載すること。

	【提出様式5】
5. 本業務の実施全般に対する質の確保に関する提案	
■以下の項目について簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、実施業務毎に振	- 皇案書を作成
(A4、1枚以内) することができる。	
1. 研修宿泊施設等運営業務の実施全般に対する質の確保についての考え方	
2. 質の確保に関する提案事項	
特に稼働率の向上を図るための取組みについて、詳細に記載すること。	

6. 業務に係る改善提案総括表									
■別紙2の仕様書で示す実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提									
案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、センターが提									
示する最低水準として別	示する最低水準として別紙2の仕様書で示す業務を行うものとする。								
(1) 施設利用者への対応	た及び施設貸出業務	提案の有無	有	•	無				
業務項目									
※別紙2の仕様書で示す	 	既略							
項目を明記	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	····							
(2) 会労及び自動販売が	*の海ヴザ茲	担安の左無	=		źш .				
(2)食堂及び自動販売機	後の連呂未伤 	提案の有無	有	-	無				
業務項目		n= - 4							
※別紙2の仕様書で示す 項目を明記	提案の構	焸略							
現日で明記		ı							

(注)上記以外について改善提案がある場合は、必要に応じて追加記載すること。

7.各業務の実施方法に対する具体的な改善提案
■提案を行う各業務の1項目につき1枚以内とする。
(1)改善提案を行う業務及び項目
(2)改善提案の趣旨
(3) 改善提案の内容
(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法
■緊急時(研修宿泊施設等運営業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる
事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日 株式会社〇〇〇 (住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表氏名 ○○ ○○ 印給与又は経理担当者氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率〇%以上とすることを表明いたします。 従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日 株式会社○○○ (住所を記載) 代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表氏名 ○○ ○○ 印給与又は経理担当者氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- 3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

誓約書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、入札に参加するに当たり、 下記の事項を制約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることと なっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」 という。) 第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- 2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- 3. 法第10条各号の競争入札資格の欠格事由に該当しないこと。

令和 年 月 日

殿

(郵便番号)
住所
電話番号 ()
商 号
又は名称
氏 名 印
(法人にあっては、代表者氏名)
氏 名 印